

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月25日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

### 1 契約の概要

- (1) ポスター掲示場用「投票日」カードの作成
- (2) 投票所看板等の印刷
- (3) 投票所順路表示の作製
- (4) 投票箱側面表示ほかの印刷
- (5) 送付書830枚ほかの印刷
- (6) 選挙人名簿抄本表紙等の作製

### 2 履行（納品）場所

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課ほか5か所
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (3) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (4) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (5) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (6) 選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会

### 3 契約日

- (1) 令和6年10月2日
- (2) 令和6年10月9日
- (3) 令和6年10月9日
- (4) 令和6年10月9日
- (5) 令和6年10月9日
- (6) 令和6年10月9日

### 4 履行日又は履行期間

- (1) 契約を決定した日から令和6年10月11日まで
- (2) 令和6年10月11日
- (3) 令和6年10月18日
- (4) 令和6年10月11日
- (5) 令和6年10月11日
- (6) 令和6年10月16日

## 5 契約金額

- (1) 704, 642 円
- (2) 759, 594 円
- (3) 951, 280 円
- (4) 1, 029, 798 円
- (5) 237, 072 円
- (6) 1, 321, 782 円

## 6 契約の相手方（名称及び所在）

- (1) 有限会社シュービ  
横浜市戸塚区深谷町 881-1
- (2) 有限会社 サイトウ製版印刷  
横浜市港北区綱島東 6-11-46
- (3) 有限会社 柿野屋印刷所  
横浜市鶴見区豊岡町 25-16
- (4) 中屋印刷株式会社  
横浜市南区中村町 2-117
- (5) 有限会社駒瀬印刷所  
横浜市西区老松町 60
- (6) 山王印刷株式会社  
横浜市南区永田北 2 丁目 17-8

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

- (1) 衆議院議員総選挙については、10月1日夜に選挙期日 10月27日、公示日 10月15日と首相が表明し、ポスター掲示場の作製に時間を要し、公示日までに設置できなくなることを避けるため、啓発欄に選挙執行日を入れずに作成しており、当該啓発欄の選挙執行日は、選挙人への投票呼びかけに必要不可欠であり、ポスター掲示場の設置後、間を置かずには掲出し視認できる期間を確保する必要があったため。
- (2) 選挙期日については、報道等により 11月10日、公示日 10月29日と想定して準備していたが、想定より前倒しになったことに加え、10月1日夜に首相が表明し、選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (3) 選挙期日については、報道等により 11月10日、公示日 10月29日と想定して準備していたが、想定より前倒しになったことに加え、10月1日夜に首相が表明し、選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (4) 選挙期日については、報道等により 11月10日、公示日 10月29日と想定して準備していたが、想定より前倒しになったことに加え、10月1日夜に首相が表明し、選挙期日までの準備期間が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇が

なく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

- (5) 選挙期日については、報道等により 11 月 10 日、公示日 10 月 29 日と想定して準備をしていたが、想定より前倒しになったことに加え、10 月 1 日夜に首相が表明し、選挙期日までの準備期間が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。
- (6) 選挙期日については、報道等により 11 月 10 日、公示日 10 月 29 日と想定して準備をしていたが、想定より前倒しになったことに加え、10 月 1 日夜に首相が表明し、選挙期日までの準備日数が極めて短期間であるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

## 8 契約の相手方の選定理由

- (1) 極めて短い期間の中で校正等を特に慎重に行う必要があり、また、納品物を市選挙管理委員会が求める納期までに納品するためには、短期間での作成を可能とする印刷業者により対応しなければならず、有資格者名簿からヒアリングを行ったところ、対応可能との明確な回答があったのが選定事業者のみだったため。
- (2) 直近の統一地方選挙において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。
- (3) 直近の統一地方選挙において当該物品作成納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。
- (4) 過去の衆議院選挙時において当該物品作成業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。
- (5) 過去の衆議院選挙時において当該物品作成業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。
- (6) 極めて短い期間の中で校正等を特に慎重に行う必要があり、また、納品物を市選挙管理委員会が求める納期までに納品するためには、短期間での作成を可能とする印刷業者により対応しなければならず、直近の統一地方選挙において納入実績のある業者へヒアリングを行ったところ、対応可能との明確な回答があったのが選定事業者のみだったため。

## 9 所管課

- (1) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (2) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (3) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (4) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (5) 選挙管理委員会事務局選挙課
- (6) 選挙管理委員会事務局選挙課